

今月の税金

国民健康保険税 第六期

休日当番医

- 2月3日 和田耳鼻咽喉科医院 白根市魚町1 (025)372-3805
- 10日 水戸部医院 白根市桜町1 (025)372-2313
- 11日 川野医院 白根市下木山 (025)372-2554
- 17日 渡辺(一)医院 白根市能登2 (025)372-2568
- 24日 広川医院 白根市西笠巻1 (025)373-3221
- 3月3日 笹川医院 白根市諏訪ノ木8 (025)372-2572

保健だより

日時	会場	種別	対象
2月12日(火) PM 1:30~	保健センター	母親学級	妊娠満16週~27週の妊婦
2月14日(木) PM 1:30~2:00	"	麻しん(はしか)	S63年2月15日~ H1年8月14日生
2月22日(金) PM 1:30~2:00	"	3.4ヵ月健診	H2年10月~H2年11月生

税金コーナー

税務署の処分  
不服のとき

税務署に申告した所得や税額が少なかったり、確定申告をしなければならぬ人が申告しなかったりしたときは、税務署長は、調査した結果に基づき、更正、決定や差押えなどの処分を行います。

このような処分に不服があるときは、**税務署に異議の申立てを……**

税務署に、処分の通知を受けた日の翌日から二か月以内に「異議申立て」をしてください。

異議決定を受けたが、なお処分について不服があるときは、異議決定を受けた日の翌日から一か月以内に、国税不服審判所に「審査請求」をしてください。

国税不服審判所では、審査請求人の不服の内容を中心に審査し、その結果を通知します。

（裁判）  
なお、審査請求人に不利益となるような処分の変更をすることはありません。

（注）青色申告をしている方は、異議申立てをしないで、直接、

国税不服審判所に審査請求することができます。

○さらに不服があるときは：国税不服審判所の判決を受けたが、なお処分について不服があるときは、その通知を受けた日から三か月以内に裁判所に訴訟を起すことができます。

＜国税不服審判所とは＞  
国税不服審判所は、納税者の正しい権利・利益を救済することを目指す。税務署や国税局から独立した別個の機関です。

夢のある暮らしと福祉はあなたの税から  
新井田 昭子

小須戸町

老人クラブ連合会の  
年末助け合い  
「一円玉募金」  
活動について

去る十二月、老連婦人部役員による恒例の年末助け合い「一円玉募金」は、幸い全町民の温かい御協力をいただき、昨年度を大巾に上回る一二五、九〇九円の御寄附があり、うち約半額の一一九、〇〇〇円を町の赤い根共同募金へ寄贈し、残りは一人暮らし、寝たきり老人達への友愛訪問に活用させていただきます。大変ありがとうございました。

(老連)

献血車

「ゆうあい号」が  
やってきました

二月二十五日(月)  
午前十時~十二時

小須戸町商工会

町に成分献血がやってきました。ご協力ください。尚、成分献血される方は、二月の献血は受けなくてください。

- 田卷 閑治 (真鳴) みゆき 新町二
- 田澤 恵里 敏彦 矢代田三
- 田沢 奈緒 義徳 矢代田一
- 石井 城久 (津野) 和美 大川前二
- 齋藤 栄 (和田) 尚江 本町一
- 小柳 喜一 (皆川) 美江子 鎌倉
- 牧野 茂 (小林) 美知枝 本町三
- 中島 一行 (荒木) 幸子 本町二
- 小林 恭一 76才 矢代田一
- 丸山 千代生 69才 新保一
- 土田 セキ 83才 天ヶ沢二
- 須藤 廣一 66才 新保二
- 森田 シマ 91才 中央町一
- 鶴巻 文雄 43才 竜 玄
- 高山 興三郎 88才 新保三
- 村井 正栄 66才 大川前二

(12月15日~1月14日届出分)

「あいさつに添えて贈ろう この笑顔」 滝沢 真樹